

資 料

令和元年台風第19号の被災者支援説明会

二本松市

目 次

【 支 援 制 度 】

分 野	No.	支 援 制 度 名	頁
	1	り災証明書の発行	2
見舞金・貸付金	2	災害見舞金	2
	3	災害弔慰金（国）	3
	4	災害障害見舞金（国）	4
	5	災害援護資金貸付金	5
	税・国保等	6	市税等の減免
7		国民年金第1号被保険者の国民年金保険料の免除	10
8		後期高齢者医療保険料の減免	11
9		国民健康保険一部負担金の免除	12
10		後期高齢者医療一部負担金の免除	13
子育て・介護		11	保育所保育料等の減免等
	12	介護サービス利用者負担額の免除	16
上下水道・住宅	13	水道料金及び下水道使用料の減免	17
	14	ボーリングさく井工事費等補助金	18
	15	市営住宅への仮入居	18
	16	県営住宅への仮入居	19
	17	民間賃貸住宅の借上げ	19
	18	住宅応急修理	19
	19	障害物除去	20
農業・商工	20	強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）	21
	21	持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）	21
	22	農業災害対策事業費補助金	22
	23	農地等小規模災害復旧事業補助金	22
	24	補修用資材の支給	23
	25	農林業災害対策事業資金利子補給	23
	26	中小企業災害復旧資金融資利子補給補助金	24
衛生・水害ごみ	27	浸水家屋等の消毒	24
	28	災害ごみの取り扱い	25
	29	便槽のし尿汲取り及び浄化槽清掃	25
	30	損壊家屋等の解体、撤去	26

NO. 1 り災証明書の発行

1 支援の種類	証明書発行
2 支援の内容	各種支援制度等の申請をするために必要となる重要な書類です。 現地調査または写真等の提供により、被害状況を判定し、り災証明書を発行します。(無料)
3 必要書類等	り災状況がわかる写真 (印刷したもの) 印鑑 身分証明書 (運転免許証・健康保険証等) ※現地調査が行われた箇所については写真が不要となる場合があります。 ※写真が用意できない場合は、り災状況のわかる詳細な修繕見積書等でも替えることができますが、受付で御相談ください。
4 手続き	生活環境課または各支所地域振興課へ上記必要書類等を持参してください。
5 受付窓口 ・ お問合せ	本 庁 生活環境課 生活防災係 (TEL 5 5 - 5 1 0 2) 安達支所 地域振興課 市民福祉係 (TEL 2 3 - 1 2 2 5) 岩代支所 地域振興課 市民福祉係 (TEL 6 5 - 2 8 1 4) 東和支所 地域振興課 市民福祉係 (TEL 6 6 - 2 5 0 0)
6 その他	り災証明は、現地調査や被害状況の判定を行う時間が必要なため、即日交付ができない場合がありますのでご注意ください。

NO. 2 災害見舞金

1 支援の種類	給付																		
2 支援の内容	災害により住居に被害のあった世帯に対して、災害見舞金を支給します。 <table border="1" data-bbox="568 1579 1334 1877"> <thead> <tr> <th></th> <th>1世帯につき</th> <th>被災者1人につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>100,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>50,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>30,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>20,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>井戸損壊</td> <td>20,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※床下浸水・床上浸水には、土砂流入も含まれます。</p>		1世帯につき	被災者1人につき	全壊	100,000円	20,000円	半壊	50,000円	10,000円	床上浸水	30,000円		床下浸水	20,000円		井戸損壊	20,000円	
	1世帯につき	被災者1人につき																	
全壊	100,000円	20,000円																	
半壊	50,000円	10,000円																	
床上浸水	30,000円																		
床下浸水	20,000円																		
井戸損壊	20,000円																		
3 活用できる方	① 現住する住居に「全壊」、「半壊」、「床上浸水」のり災証明書を																		

	<p>受けた世帯</p> <p>② 「床下浸水」で「一部損壊」のり災証明書を受けた世帯、又は床下浸水と市が認めた世帯</p> <p>※ 建物の所有者であっても、居住されていなかった場合については対象となりません。</p> <p>※ 倉庫、店舗等については対象となりません。</p>
4 必要書類等	り災証明書のコピー、預金通帳のコピー、写真（床下浸水（土砂流入）の場合のみ）
5 手続き	<p>次の方法によりお手続きください。</p> <p>① 「全壊」、「半壊」、「床上浸水」、「一部損壊（床下浸水）」のり災証明書が交付された世帯に対し通知を送付しますので、必要事項を記入し、預金通帳のコピーを添えて、本庁福祉課、各支所地域振興課、各住民センターに提出してください。</p> <p>② り災証明書の交付を受けていない方は、写真（床下浸水又は土砂流入）、預金通帳のコピーを取り揃え、本庁福祉課に提出してください。</p>
6 お問い合わせ	本庁 福祉課 地域福祉係（TEL 24-5063）

NO. 3 災害弔慰金（国）

1 支援の種類	給付
2 支援の内容	<p>災害により死亡された市民の方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給します。</p> <p>災害弔慰金の支給額は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活維持者が死亡した場合 500万円 ・その他の者が死亡した場合 250万円
3 活用できる方	<p>災害により死亡した方（二本松市に住民登録のある方、外国人登録がある方）のご遺族です。</p> <p>支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。</p>
4 手続き	下記にお問合せください。
5 必要書類	下記にお問合せください。
6 お問い合わせ	本庁 福祉課 地域福祉係（TEL 24-5063）

NO. 4 災害障害見舞金（国）

1 支援の種類	給付
2 支援の内容	<p>災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害障害見舞金を支給します。</p> <p>災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活維持者が重度の障害を受けた場合 250 万円 ・その他の者が重度の障害を受けた場合 125 万円
3 活用できる方	<p>災害により以下のような重い障害を受けた方です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①両眼が失明した方 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した方 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ⑤両上肢を肘関節以上で失った方 ⑥両上肢の用を全廃した方 ⑦両下肢を膝関節以上で失った方 ⑧両下肢の用を全廃した方 ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる方
4 手続き	下記にお問合せください。
5 必要書類	下記にお問合せください。
6 お問合せ	本庁 福祉課 地域福祉係（TEL 24－5063）

NO.5 災害援護資金貸付金

1 支援の種類	貸付金																																		
2 支援の内容	<p>災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。</p> <p>貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="10">貸付限度額 [万円]</td> <td colspan="2">1 世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>※住居を建て直す場合</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>エ 住宅の全壊</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※住居を建て直す場合</td> <td>350</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>貸付利率</td> <td>保証人あり・・・無利子 保証人なし・・・年1.5% (据置期間中は無利子)</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>3年(特別の場合は5年)</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年(据置期間を含む。)</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>年賦、半年賦又は月賦</td> </tr> <tr> <td>申込期限</td> <td>令和2年1月31日</td> </tr> </table>	貸付限度額 [万円]	1 世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150	イ 家財の3分の1以上の損害	250	ウ 住居の半壊	270	※住居を建て直す場合	350	エ 住宅の全壊	350	2 世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150	イ 住居の半壊	170	ウ 住居の全壊	250		※住居を建て直す場合	350	貸付利率	保証人あり・・・無利子 保証人なし・・・年1.5% (据置期間中は無利子)	据置期間	3年(特別の場合は5年)	償還期間	10年(据置期間を含む。)	償還方法	年賦、半年賦又は月賦	申込期限	令和2年1月31日
貸付限度額 [万円]	1 世帯主に1か月以上の負傷がある場合																																		
	ア 当該負傷のみ		150																																
	イ 家財の3分の1以上の損害		250																																
	ウ 住居の半壊		270																																
	※住居を建て直す場合		350																																
	エ 住宅の全壊		350																																
	2 世帯主に1か月以上の負傷がない場合																																		
	ア 家財の3分の1以上の損害		150																																
	イ 住居の半壊		170																																
	ウ 住居の全壊	250																																	
	※住居を建て直す場合	350																																	
貸付利率	保証人あり・・・無利子 保証人なし・・・年1.5% (据置期間中は無利子)																																		
据置期間	3年(特別の場合は5年)																																		
償還期間	10年(据置期間を含む。)																																		
償還方法	年賦、半年賦又は月賦																																		
申込期限	令和2年1月31日																																		

3 活用できる方	以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。	
	(1) 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上	
	(2) 家財の3分の1以上の損害	
	(3) 住居の半壊又は全壊（借家の方は、住居の半壊での申請はできません）	
	※ 所得制限があります	
	世帯人員	市町村民税における平成30年中の総所得金額
	1人	220万円以下
2人	430万円以下	
3人	620万円以下	
4人	730万円以下	
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	

4 必要書類等	申込みに必要な書類	申込人			連帯保証人
		全半壊	家財 1/3	負傷のみ	
	(1) 災害援護資金借入申込書 (所定のもの)	○	○	○	
	(2) 住民票 ※世帯全員のもの(連帯保証人は本人のもの) ※全部記載のもの	○	○	○	○
	(3) 所得・課税証明書 ※世帯全員のもの(連帯保証人は本人のもの) ※平成30年中の所得が確認できるもの	○	○	○	○
	(4) 医師の診断書	△	△	○	
	(5) り災証明書の写し	○	○	○	
	(6) 家財の損害状況調書(所定のもの)		○		
	(7) 解体証明書 ※住居を建て直す場合に必要	△			
	(8) 契約書の写し等 ※補修・購入等に伴う見積書、領収書、契約書の写しや被害の状況が分かる写真等	○	○		
○…必要となる書類、△…場合によっては必要となる書類					

5 手続き	必要書類を取り揃え、本庁福祉課地域福祉係へ申請してください。
6 提出先	本庁 福祉課 地域福祉係
7 お問い合わせ	本庁 福祉課 地域福祉係 (Tel 24-5063)

NO.6 市税等の減免

1 支援の種類	減免（損害の程度によって、市税等の一部又は全部を減額）																															
2 支援の内容	<p>個人の市県民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料のうち、令和元年10月12日以後に納期限が到来し、令和元年10月12日現在納付していない令和元年度分の市税等について、損害の状況により減免いたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">税目等</th> <th>減免の対象となる納期等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">個人市県民税</td> <td>(普通徴収)</td> <td>3期分以降</td> </tr> <tr> <td>(給与特別徴収)</td> <td>10月徴収分以降</td> </tr> <tr> <td>(年金特別徴収)</td> <td>10月徴収分以降</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国民健康保険税</td> <td>(普通徴収)</td> <td>4期分以降</td> </tr> <tr> <td>(年金特別徴収)</td> <td>10月徴収分以降</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">介護保険料</td> <td>(普通徴収)</td> <td>4期分以降</td> </tr> <tr> <td>(年金特別徴収)</td> <td>10月徴収分以降</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td></td> <td>3期分以降</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年10月11日以前の納期分及び納付済の分は該当しません。</p> <p>◆減免を受けることができる要件及び減免の割合等◆</p> <p>(1) 個人の市県民税、国民健康保険税及び介護保険料の減免割合等</p> <p>①納税義務者等（介護保険料にあつては生計を主として維持する者を含む。）が災害により死亡した場合等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡したとき</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>生活保護（生活扶助）を受けることとなったとき （個人の市県民税に限る）</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>地方税法の規定による障害者となったとき</td> <td>9/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>②納税義務者（個人市県民税は同一生計配偶者又は扶養親族を、国民健康保険税は被保険者を、介護保険料は生計を主として維持する者を含む。）が所有し、かつ、居住する住宅又は家財について災害により受けた損害の程度及び平成30年中の合計所得金額に応じ</p>	税目等		減免の対象となる納期等	個人市県民税	(普通徴収)	3期分以降	(給与特別徴収)	10月徴収分以降	(年金特別徴収)	10月徴収分以降	国民健康保険税	(普通徴収)	4期分以降	(年金特別徴収)	10月徴収分以降	介護保険料	(普通徴収)	4期分以降	(年金特別徴収)	10月徴収分以降	固定資産税		3期分以降	事由	減免の割合	死亡したとき	全部	生活保護（生活扶助）を受けることとなったとき （個人の市県民税に限る）	全部	地方税法の規定による障害者となったとき	9/10
税目等		減免の対象となる納期等																														
個人市県民税	(普通徴収)	3期分以降																														
	(給与特別徴収)	10月徴収分以降																														
	(年金特別徴収)	10月徴収分以降																														
国民健康保険税	(普通徴収)	4期分以降																														
	(年金特別徴収)	10月徴収分以降																														
介護保険料	(普通徴収)	4期分以降																														
	(年金特別徴収)	10月徴収分以降																														
固定資産税		3期分以降																														
事由	減免の割合																															
死亡したとき	全部																															
生活保護（生活扶助）を受けることとなったとき （個人の市県民税に限る）	全部																															
地方税法の規定による障害者となったとき	9/10																															

た減免の割合（ただし、平成 30 年分の合計所得金額が 1,000 万円以下※の方に限る。）

※国民健康保険税については、納税義務者及び被保険者全員の合計所得金額の合算額が 1,000 万円以下、介護保険料については、納税義務者及び生計を主として維持する者それぞれの合計所得金額が 1,000 万円以下。

合計所得金額	減免の割合	
	損害の程度が 2/10 以上 5/10 未満	損害の程度が 5/10 以上
500 万円以下	1/2	全部
750 万円以下	1/4	1/2
750 万円超	1/8	1/4

※減免の対象は、床上浸水（半壊）以上で損害の程度により適用します（ただし、損害額から保険金等の補てん分を差し引くこととなりますので、保険金等の受取額によっては、該当にならない場合があります。）。

③農作物の減収による損害額（農業共済金等の補てんがある場合は損害額から差し引きます）が、過去 3 年（平成 28～30 年分）の農作物の平均収入金額の 3/10 以上となる方に対し、農業所得にかかる個人の市県民税、国民健康保険税及び介護保険料の額について、平成 30 年中の合計所得金額に応じた割合により減免します。ただし、平成 30 年中の合計所得金額が 1,000 万円以下で、当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が 400 万円以下の方に限ります。

合計所得金額	減免の割合
300 万円以下	全部
400 万円以下	8/10
550 万円以下	6/10
750 万円以下	4/10
750 万円超	2/10

(2) **固定資産税**の減免割合等

固定資産税の納税義務者で、その所有する土地又は家屋が災害により受けた損害の程度に応じた減免の割合

損害の程度		減免割合
土地※1	家屋※2	
土地の被害面積が 8/10 以上	家屋の全壊・流出・ 埋没等	全部

	<table border="1"> <tr> <td>土地の被害面積が 6/10 以上 8/10 未満</td> <td>家屋の損害が 6/10 以上</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>〃 4/10 以上 6/10 未満</td> <td>〃 4/10 以上 6/10 未満</td> <td>6/10</td> </tr> <tr> <td>〃 2/10 以上 4/10 未満</td> <td>〃 2/10 以上 4/10 未満</td> <td>4/10</td> </tr> </table> <p>※1 土地の被害：岩石等の流入、地盤の崩落、流出した土地 ※2 家屋については、床上浸水（半壊）以上の被害の場合に適用 ※3 償却資産については、家屋の被害の程度に準じます。</p>	土地の被害面積が 6/10 以上 8/10 未満	家屋の損害が 6/10 以上	8/10	〃 4/10 以上 6/10 未満	〃 4/10 以上 6/10 未満	6/10	〃 2/10 以上 4/10 未満	〃 2/10 以上 4/10 未満	4/10
土地の被害面積が 6/10 以上 8/10 未満	家屋の損害が 6/10 以上	8/10								
〃 4/10 以上 6/10 未満	〃 4/10 以上 6/10 未満	6/10								
〃 2/10 以上 4/10 未満	〃 2/10 以上 4/10 未満	4/10								
3 活用できる方	<p>◆個人の市県民税、国民健康保険税及び介護保険料◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害により死亡された方、生活保護（生活扶助）を受けることとなった方（個人市県民税に限る）、地方税法上の障害者となった方 ・所有しかつ居住している住宅が床上浸水（半壊）以上の被害を受けた方（倉庫、店舗等の非住宅や居住していない住宅は対象となりません。） ・所有する家財について10分の2以上の損害がある方 ・農作物の損害額が過去3年の農作物平均収入額の10分の3以上である方 <p>※ただし、住宅・家財・農作物の損害額からは保険金等の補てんは差し引きますので、住宅等の損害により申請される方は、保険金等の受取額によっては減免にならない場合があります。</p> <p>◆固定資産税◆ 土地、家屋、償却資産に損害を受けた方</p>									
4 必要書類等	減免申請書（必ず提出）、り災証明書（住宅等の損害により申請する方） 農作物損害見込額計算書（農作物の損害で申請する方のみ）									
5 手続き	減免申請書（本庁税務課・高齢福祉課、各支所地域振興課、各住民センターで配布）に必要事項を記載して、り災証明書等を添付のうえ、 1月24日（金） までに提出してください。 ◆減免の決定◆ 申請書受付後、内容調査のうえ減免の可否の決定を通知しますが、決定までの間に納期限が来る市税等については通常どおり納付願います（年金から天引き、口座振替等の場合は、通常どおり天引きや口座振替が行われます。）。減免決定がなされた際は、後日納付額との差額を調整します。									
6 提出先	本庁 税 務 課 市民税係・資産税係 各支所 地域振興課 地域振興係									

7 お問い合わせ	個人市県民税	税務課	市民税係	(TEL 55-5085)
	固定資産税	税務課	資産税係	(TEL 55-5086)
	国民健康保険税	税務課	市民税係	(TEL 55-5085)
	介護保険料	高齢福祉課	介護保険係	(TEL 55-5115)

NO.7 国民年金第1号被保険者の国民年金保険料の免除

1 支援の種類	<p>免除</p> <p>(注) 免除が認められた場合は、納付した場合に比べ老齢基礎年金等の受給額が減額されます。ただし、10年以内に追納した場合は、年金は減額されません。また、既に保険料を納付された期間については、免除の対象外となります。</p>
2 支援の内容	<p>災害により、被害金額が住宅や家財等の評価額のおおむね1/2以上の損害を受けた方は、申請により国民年金保険料が免除になる場合があります。</p> <p>免除が認められる期間は令和元年9月分から令和3年6月分です。なお、令和2年7月分以降については改めて申請が必要となります。</p>
3 活用できる方	<p>国民年金第1号被保険者の方で、災害により被害金額が住宅や家財等の評価額のおおむね1/2以上の損害を受けた方</p> <p>詳しくは、下記へお問い合わせください。</p>
4 必要書類等	<p>○国民年金保険料免除・納付猶予申請書</p> <p>○国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届</p> <p>※必要書類は窓口にて備え付けてあります。</p> <p>※り災証明書により被害の程度が確認できる場合は、被災状況届の代わりにり災証明書のコピーを添付できることがあります。</p>
5 手続き	<p>国民年金保険料の免除の決定は、日本年金機構が行います。</p> <p>受付した申請については、電話等による内容確認又は現地調査等を実施する場合があります。</p> <p>結果は2～3ヵ月後にハガキで通知書が送付されます。</p>
6 提出先	<p>本庁 国保年金課 国保年金係</p> <p>各支所 地域振興課 市民福祉係</p>
7 受付日・時間	<p>土・日・祝祭日を除く午前8時30分～午後5時15分</p> <p>年金事務所は週初の開所日のみ午前8時30分～午後7時</p>
8 お問い合わせ	<p>本庁 国保年金課 国保年金係 (TEL 55-5106)</p> <p>東北福島年金事務所 (TEL 024-535-0141)</p>

NO.8 後期高齢者医療保険料の減免

1 支援の種類	減免																											
2 支援の内容	<p>後期高齢者医療保険料のうち、災害発生後に納期が到来する保険料額について、被害の状況に応じて減免になる場合があります。</p> <p>◆減免の対象等◆</p> <p>①居住する住宅の損害(非住宅、床下浸水を除く)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>減免の対象</th> <th colspan="2">減免の範囲及び減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">保険料 (災害発生後に納期 到来する保険料額)</td> <td>損害の程度</td> <td>減免の割合</td> </tr> <tr> <td>全壊</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>半壊・大規模半壊</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td colspan="2">2分の1を超えない 範囲で広域連合が決定</td> </tr> </tbody> </table> <p>②主たる生計維持者の事業収入や給与収入等の減 (災害による事業収入等が前年の30%以上の減少が見込まれる方など)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得金額</th> <th>対象保険料</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td rowspan="5">被保険者の保険料額にその者の属する世帯の主たる生計維持者及びその世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年合計所得に占める減少が見込まれる当該収入に係る前年の所得金額(2以上ある場合は合計額)の割合を乗じて得た額</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>300万円を超え400万円以下</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>400万円を超え550万円以下</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>550万円を超え750万円以下</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>750万円を超え1,000万円以下</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除するものとする。</p> <p>③主たる生計維持者の死亡、重篤な傷病を負った等 同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部免除</p> <p>◆その他◆</p> <p>○後期高齢者医療保険料の減免の決定は、福島県後期高齢者医療広域連合が行います。</p>	減免の対象	減免の範囲及び減免割合		保険料 (災害発生後に納期 到来する保険料額)	損害の程度	減免の割合	全壊	全部	半壊・大規模半壊	2分の1	床上浸水	2分の1を超えない 範囲で広域連合が決定		前年の合計所得金額	対象保険料	減免の割合	300万円以下	被保険者の保険料額にその者の属する世帯の主たる生計維持者及びその世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年合計所得に占める減少が見込まれる当該収入に係る前年の所得金額(2以上ある場合は合計額)の割合を乗じて得た額	全部	300万円を超え400万円以下	10分の8	400万円を超え550万円以下	10分の6	550万円を超え750万円以下	10分の4	750万円を超え1,000万円以下	10分の2
減免の対象	減免の範囲及び減免割合																											
保険料 (災害発生後に納期 到来する保険料額)	損害の程度	減免の割合																										
	全壊	全部																										
	半壊・大規模半壊	2分の1																										
床上浸水	2分の1を超えない 範囲で広域連合が決定																											
前年の合計所得金額	対象保険料	減免の割合																										
300万円以下	被保険者の保険料額にその者の属する世帯の主たる生計維持者及びその世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年合計所得に占める減少が見込まれる当該収入に係る前年の所得金額(2以上ある場合は合計額)の割合を乗じて得た額	全部																										
300万円を超え400万円以下		10分の8																										
400万円を超え550万円以下		10分の6																										
550万円を超え750万円以下		10分の4																										
750万円を超え1,000万円以下		10分の2																										

	<p>○①については被災事実が確認できる場合は申請書類が省略できる場合もあります。</p> <p>○②③については、申請が必要となります。受付した申請については電話等による内容確認又は現地調査等を実施する場合があります。</p> <p>○減免の申請理由が複数ある場合は、減免額の多いものを適用します。</p>
3 活用できる方	<p>災害により次のいずれかに該当する方</p> <p>①住家の全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ※床下浸水は対象外です。</p> <p>②主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負われた方</p> <p>③主たる生計維持者の行方が不明である方</p> <p>④主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる方(所得条件等があります。)</p> <p>詳しくは、国保年金課医療給付係へお問合せください。</p>
4 必要書類等 (上記3の活用できる方②～④の方)	<p>○後期高齢者医療保険料減免申請書</p> <p>○収入状況等報告書</p> <p>○り災証明書</p> <p>○保険金、損害賠償金等を確認できる書類</p> <p>○その他被災の状況がわかる書類等</p> <p>詳しくは、国保年金課医療給付係へお問合せください。</p>
5 手続き	<p>減免申請書に必要事項を記載し、必要書類を添付の上、令和2年3月31日(火)までに減免申請書を提出してください。</p> <p>◆申請窓口◆</p> <p>本庁 国保年金課 医療給付係 各支所 地域振興課 市民福祉係</p>
6 お問合せ	<p>本庁 国保年金課 医療給付係 (TEL 55-5107)</p>

NO.9 国民健康保険一部負担金の免除

1 支援の種類	免除
2 支援の内容	<p>被災の日から令和2年1月末日診療分までの医療機関窓口での一部負担金の支払いを免除します。</p> <p>※免除対象者で、既に一部負担金を支払済みの場合は申請により還付します。</p>
3 活用できる方	<p>災害により次のいずれかに該当する方</p> <p>①住家の全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ※床下浸水は対象外です。</p>

	<p>②主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負われた方</p> <p>③主たる生計維持者の行方が不明である方</p> <p>④主たる生計維持者が事業を廃止、または休止された方</p> <p>⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入のない方</p> <p>詳しくは下記へお問合せください。</p>
4 必要書類等	<p>○国民健康保険一部負担金免除申請書</p> <p>○被災の状況が分かる書類</p> <p>詳しくは下記へお問合せください。</p>
5 手続き	<p>免除申請書に必要書類を添えて提出いただき、審査後に「国民健康保険一部負担金免除証明書」を発行しますので、保険証と一緒に医療機関の窓口で提示してください。</p> <p>詳しくは下記へお問合せください。</p>
6 提出先	<p>本庁 国保年金課 国保年金係</p> <p>各支所 地域振興課 市民福祉係</p>
7 お問合せ	<p>本庁 国保年金課 国保年金係 (TEL 5 5 - 5 1 0 6)</p>

NO.10 後期高齢者医療一部負担金の免除

1 支援の種類	免除
2 支援の内容	<p>被災の日から令和2年1月末日診療分までの医療機関窓口での一部負担金の支払いを免除します。</p> <p>※免除対象者で、既に一部負担金を支払済みの場合は申請により還付します。</p>
3 活用できる方	<p>災害により次のいずれかに該当する方</p> <p>①住家の全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方</p> <p>※床下浸水は対象外です。</p> <p>②主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負われた方</p> <p>③主たる生計維持者の行方が不明である方</p> <p>④主たる生計維持者が事業を廃止、または休止された方</p> <p>⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入のない方</p> <p>詳しくは下記へお問合せください。</p>
4 必要書類等	<p>○後期高齢者医療一部負担金免除申請書</p> <p>○被災の状況が分かる書類</p> <p>詳しくは下記へお問合せください。</p>
5 手続き	<p>免除申請書に必要書類を添えて提出いただき、審査後に「後期高齢者医療一部負担金免除証明書」を発行しますので、保険証と一緒に医療機関の窓口で提示してください。</p> <p>詳しくは下記へお問合せください。</p>

6 提出先	本庁 国保年金課 医療給付係 各支所 地域振興課 市民福祉係
7 お問い合わせ	本庁 国保年金課 医療給付係 (TEL 5 5 - 5 1 0 7)

NO. 11 保育所保育料等の減免等

1 支援の種類	減免等																					
2 支援の内容	<p>認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園（新制度移行済）の保育料等のうち、0～2歳児の保育料、3～5歳児の副食費について、保護者等が台風災害で被害を受けたことにより、次の1～3の規定いずれかに該当する場合に減免等を行います。</p> <p>なお、減免等となる期間は、令和元年10月分から令和2年3月分です。</p> <p>1 保護者等が台風災害により所有する財産等に著しい損害を受けたため生活が著しく困難になった場合</p> <p>保護者等が所有し、かつ居住する住宅又は家財につき、台風災害により受けた損害の程度及び平成30年中の合計所得金額に応じた割合により減免等を行います。（ただし、保護者等の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限ります。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>合計所得金額</th> <th>減免等の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">損害の程度が 2/10 以上 5/10 未満のとき</td> <td>500万円以下</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>1/8</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">損害の程度が 5/10 以上のとき</td> <td>500万円以下</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>1/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※減免等の対象は、床上浸水（半壊）以上で損害の程度により適用します。（ただし、損害額から保険金等の補てん分を差し引くこととなりますので、保険金等の受取額によっては、該当にならない場合があります。）</p> <p>2 保護者等が台風災害により死亡等した場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>減免等の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡したとき</td> <td>全部</td> </tr> </tbody> </table>	区分	合計所得金額	減免等の割合	損害の程度が 2/10 以上 5/10 未満のとき	500万円以下	1/2	500万円超 750万円以下	1/4	750万円超 1,000万円以下	1/8	損害の程度が 5/10 以上のとき	500万円以下	全部	500万円超 750万円以下	1/2	750万円超 1,000万円以下	1/4	事由	減免等の割合	死亡したとき	全部
区分	合計所得金額	減免等の割合																				
損害の程度が 2/10 以上 5/10 未満のとき	500万円以下	1/2																				
	500万円超 750万円以下	1/4																				
	750万円超 1,000万円以下	1/8																				
損害の程度が 5/10 以上のとき	500万円以下	全部																				
	500万円超 750万円以下	1/2																				
	750万円超 1,000万円以下	1/4																				
事由	減免等の割合																					
死亡したとき	全部																					

	生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなったとき	全部												
	障がい者となったとき	9/10												
	<p>3 保護者等が台風災害により農産物に被害を受けた場合</p> <p>保護者等の台風災害による農産物の損失額（農作物共済金額等により補填される金額を除く。）の合計額が、過去3年（平成28～30年）の農作物の平均収入金額の3/10以上となる場合、保護者等の農業所得に係る保育料等の額（減免等の対象となる保育料等の額に、平成30年中の合計所得金額のうち農業所得の占める割合を乗じて得た額をいう。）について、平成30年中の合計所得金額に応じた割合により減免等を行います。（ただし、保護者等の平成30年中の合計所得金額が1,000万円以下で、当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円以下の場合に限ります。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>減免等の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>300万円超 400万円以下</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>400万円超 550万円以下</td> <td>6/10</td> </tr> <tr> <td>550万円超 750万円以下</td> <td>4/10</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>2/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 1～3の複数の規定に該当する場合は、最も減免等の額が高い規定のみ適用します。</p> <p>2 減免等の割合等の計算により得られた額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を減免等の額とします。</p>		合計所得金額	減免等の割合	300万円以下	全部	300万円超 400万円以下	8/10	400万円超 550万円以下	6/10	550万円超 750万円以下	4/10	750万円超 1,000万円以下	2/10
合計所得金額	減免等の割合													
300万円以下	全部													
300万円超 400万円以下	8/10													
400万円超 550万円以下	6/10													
550万円超 750万円以下	4/10													
750万円超 1,000万円以下	2/10													
3 活用できる方	<p>認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園（新制度移行済）を利用されている方</p> <p>詳しくは、下記へお問合せください。</p>													
4 必要書類等	<p>○特定教育施設等利用者負担額等減免申請書（第1号様式）</p> <p>○り災証明書その他被害状況等の調査に必要な書類</p>													
5 手続き	<p>減免等申請書に必要書類を添付の上、令和2年1月24日（金）までに市へ提出してください。</p>													
6 提出先	<p>本庁 子育て支援課 保育所幼稚園係</p> <p>各支所 地域振興課 市民福祉係</p>													
7 お問合せ	<p>本庁 子育て支援課 保育所幼稚園係（TEL 55-5112）</p>													

No.12 介護サービス利用者負担額の免除

1 支援の種類	免除
2 支援の内容	<p>介護保険被保険者に対し、令和元年10月12日から令和2年1月31日までの間に受けた介護サービス（総合事業を含む。）の利用者負担額を免除します。</p> <p>※介護保険施設、短期入所生活介護などを利用した際の居住費・食費は該当しません。</p> <p>※区分支給限度額を超えた額や自費利用したサービスは、全額自己負担です。</p>
3 活用できる方	<p>被災された市民の方で、次のいずれかに該当する方。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をされた方 ※床下浸水は該当しません。 2 主たる生計維持者が死亡したまたは重篤な傷病を負われた方 3 主たる生計維持者の行方が不明である方 4 主たる生計維持者が事業を廃止し、または休止された方 5 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
4 必要書類等	介護保険利用者負担額減額・免除申請書 り災証明書等
5 手続き	<p>申請書に必要事項を記入のうえ、り災証明書等を添付して提出してください。</p> <p>既に支払っている場合は、領収書等を添付のうえ、介護保険利用者負担額還付申請書に必要事項を記入して提出してください。後日当該金額を還付します。</p>
6 提出先	<p>本庁 高齢福祉課 介護保険係</p> <p>各支所 地域振興課 市民福祉係</p>
7 お問合せ	本庁 高齢福祉課 介護保険係 (TEL 55-5115)

NO.13 水道料金及び下水道使用料の減免

1 支援の種類	減免						
2 支援の内容	<p>◆減免対象となる検針月等◆</p> <table border="1" data-bbox="564 528 1423 723"> <thead> <tr> <th colspan="2">減免対象検針月等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検針月</td> <td>令和元年11月検針分</td> </tr> <tr> <td>内 容</td> <td>11月に行った検針は、台風被害のあった10月使用分の水道料金及び下水道使用料を含みます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆水道料金減免の内容◆</p> <p><u>基本料金に水量料金を加えたものが水道料金となります。</u></p> <p>【床下浸水・宅内土砂流入と同程度以上の被害の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金及び水量料金の全額を免除します。 <p>【断水被害の場合】</p> <p>基本料金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・断水期間が15日未満・・・基本料金の1/2減免 ・断水期間が15日以上・・・基本料金を全額免除 <p>水量料金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用水量が10m³以下の場合・・・使用水量を全量免除 ・使用水量が11m³以上の場合・・・使用水量から10m³を免除 <p>◆下水道使用料減免の内容◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道料金の減免内容に合わせ同様に減免します。 	減免対象検針月等		検針月	令和元年11月検針分	内 容	11月に行った検針は、台風被害のあった10月使用分の水道料金及び下水道使用料を含みます。
減免対象検針月等							
検針月	令和元年11月検針分						
内 容	11月に行った検針は、台風被害のあった10月使用分の水道料金及び下水道使用料を含みます。						
3 活用できる方	被災された水道及び下水道使用者						
4 必要書類 手続き等	市が行った災害調査に基づき認定（減免）しますので、個人等での申請の必要は一切ありません。						
5 お問合せ	<p>■水道料金に関すること 本庁 上下水道課 水道管理係 (TEL 55-5135)</p> <p>■下水道使用料に関すること 本庁 上下水道課 下水道管理係 (TEL 55-5138)</p>						

NO.14 ボーリングさく井工事・給水管布設工事の補助

1 支援の種類	補助金交付
2 支援の内容	<p>ボーリングによるさく井工事及び給水管布設工事費の一部について補助します。</p> <p>さく井工事等に要する費用の50パーセント以内の額とし、72万円を限度とします。</p> <p>※ 既設の井戸に係る設備修繕等については該当しません。</p>
3 活用できる方	給水区域以外の市内全域で、自然災害により生活用水が確保できなくなった場合において、新たに生活用水を確保するため、個人又は共同によりボーリングによるさく井工事及び、それに付随した共同使用のための給水管布設工事を行う方。
4 必要書類 手続き等	<p>補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて申請してください。</p> <p>(1) 設置場所の案内図</p> <p>(2) さく井工事等に要する工事費の見積書の写し</p> <p>(3) 納税証明書</p> <p>(4) 井戸又は給水管が被災したことがわかる書類及び写真</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>
5 提出先	<p>本 庁 上下水道課 水道施設係 (TEL 5 5 - 5 1 3 7)</p> <p>安達支所 地域振興課 市民福祉係 (TEL 2 3 - 1 2 2 5)</p> <p>岩代支所 地域振興課 市民福祉係 (TEL 6 5 - 2 8 1 6)</p> <p>東和支所 地域振興課 市民福祉係 (TEL 6 6 - 2 5 0 0)</p>
6 お問合せ	本 庁 上下水道課 水道施設係 (TEL 5 5 - 5 1 3 7)

NO.15 市営住宅への仮入居

1 支援の種類	現物支給
2 支援の内容	仮入居の期間は、原則6か月で最大で1年間とします。敷金及び使用料は無料とします。
3 活用できる方	台風被害で居住していた二本松市内の自宅が被災し、長期にわたり居住及び復旧が不能なため、住宅に困窮している方。
4 必要書類 手続き等	<p>り災証明書を添付して申請書等を建築住宅課にお出しく下さい。</p> <p>(り災証明書は後日お出しすることでも結構です。その場合は、携帯電話の写真等でお知らせください。)</p>

5 提出先	本庁 建築住宅課 住宅係
6 お問い合わせ	本庁 建築住宅課 住宅係 (Tel 55-5133)

NO.16 県営住宅への仮入居

台風第19号により住宅が被災（全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水）し継続的な居住が困難になった方が対象となり、仮入居の期間は原則3か月間となります。
 ※県営住宅への仮入居については、県北建設事務所行政課へお問合せください。
 （県北建設事務所 行政課 TEL024-521-2498）

NO.17 民間賃貸住宅の借上げ

1 支援の種類	現物支給
2 支援の内容	台風第19号により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住宅が確保できない被災者に対し、県が民間賃貸住宅を借上げて無償で提供します。
3 活用できる方	全壊となり居住する住宅がない方 半壊・大規模半壊であっても水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用が出来ず、長期にわたり自らの住居に居住できない方 No.18の住宅応急修理制度を利用していない方
4 必要書類 手続き等	受付票を記入し、り災証明書を添付し申請書等を建築住宅課にお出してください。（り災証明書は後日お出しすることでも結構です。その場合は、携帯電話の写真等でお知らせください。）
5 提出先	本庁 建築住宅課 住宅係
6 お問い合わせ	本庁 建築住宅課 住宅係 (Tel 55-5133)

NO.18 住宅応急修理

1 支援の種類	現物支給
2 支援の内容	自宅が被災し、親せき宅等で避難生活中、または公営住宅等に一時避難している方などが、日常生活に必要欠くことのできない部分（屋根や床、衛生設備など）を応急修理し、自宅での生活ができるようにします。 限度額は一部損壊（準半壊） 30万円、半壊以上 59万5千円です。
3 活用できる方	一部損壊（準半壊）、半壊又は大規模半壊の住宅被害を受け、そのままでは住むことができない方 応急修理を行うことで被害を受けた住宅での日常生活ができるよ

	うになる方 No.17 の民間住宅の借上げを利用していない方
4 必要書類 手続き等	申込書を提出し、修繕業者に見積書の提出をお願いいただくこととなります。(二本松市が、修理業者に直接応急修理分を依頼する制度となります。)
5 提出先	本庁 建築住宅課 住宅係
6 お問い合わせ	本庁 建築住宅課 住宅係 (Tel 5 5 - 5 1 3 3)

NO.19 障害物除去

1 支援の種類	現物支給
2 支援の内容	自宅の一部又は全部に土砂や流木などの障害物が運び込まれ、一時的に住むことができない状態にあるとき、また、日常生活に著しい支障があるとき、当面の日常生活に最低限必要な状態を確保するため、二本松市が障害物を除去する制度です。
3 活用できる方	半壊以上の被害を受けた住宅で土砂等が住宅に流入し、まだ撤去できていない方、又は、水道・ガス・電気など日常生活に必要な部分に土砂が崩れ、まだ撤去できていない方 等
4 必要書類 手続き等	該当するかどうか、建築住宅課住宅係にご相談ください。(補助制度ではありませんので、ご自身で土砂を撤去してしまった場合は対象となりません。)
5 提出先	本庁 建築住宅課 住宅係
6 お問い合わせ	本庁 建築住宅課 住宅係 (Tel 5 5 - 5 1 3 3)

NO.20 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)

1 支援の種類	補助金
2 支援の内容	農業用ハウスの再建・修繕（パイプハウス等の資材のみも可）、農業用機械の取得・修繕、その他施設等の撤去（消耗品は対象外）に対して、事業費の7/10以内で補助します。（補助金は共済金と合わせ10/10を超えないことで、被災前と同程度の原形復旧に限る。）
3 活用できる方	被災された農作物、農業施設、農業機械のある農業者、園芸施設共済等に参加している方、又は復旧後は共済等に参加する方 復旧以降も営農を継続する方
4 必要書類 手続き等	被災状況の分かる記録・写真等の書類、見積書等（被災機械の修理は、可否判断を確認したメーカー等の書類）、消費税課税区分を確認する書類、り災証明書等 ※ 詳細は下記までお問い合わせください。
5 提出先	本 庁 農業振興課 農産振興係 各 支 所 産業建設課 農政係
6 お問合せ	本 庁 農業振興課 農産振興係 (TEL 5 5 - 5 1 1 7) 安達支所 産業建設課 農政係 (TEL 2 3 - 9 0 4 2) 岩代支所 産業建設課 農政係 (TEL 6 5 - 2 8 2 1) 東和支所 産業建設課 農政係 (TEL 6 6 - 2 4 8 9)

NO.21 持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）

1 支援の種類	補助金
2 支援の内容	被災産地における円滑な営農再開の取り組みを支援するため、種子・種苗の購入費、農業機械等レンタル経費、作物転換・規模拡大のためのパイプハウス等の資材購入、作物残さ等の撤去、追加防除・施肥、航空防除委託経費、客土ほ場の土づくり、リースによる農業機械等の導入等の営農再開に対して、事業費の2/3以内で補助します。
3 活用できる方	被災した作物等があった農家3戸以上の組織等
4 必要書類 手続き等	被災状況の分かる記録・写真等の書類、見積書等、消費税課税区分を確認する書類、り災証明書等 ※ 詳細は下記までお問い合わせください。
5 提出先	本 庁 農業振興課 農産振興係 各 支 所 産業建設課 農政係
6 お問合せ	本 庁 農業振興課 農産振興係 (TEL 5 5 - 5 1 1 7) 安達支所 産業建設課 農政係 (TEL 2 3 - 9 0 4 2) 岩代支所 産業建設課 農政係 (TEL 6 5 - 2 8 2 1) 東和支所 産業建設課 農政係 (TEL 6 6 - 2 4 8 9)

NO.22 農業災害対策事業費補助金

1 支援の種類	補助金
2 支援の内容	収穫不能となった稲の腐熟促進の土壌改良資材剤購入費、倒伏した稲の細断や土壌改良資材の散布、土壌へのすき込み作業費、作業機のレンタル費、漏生稲防止の初期除草剤購入費に対して、事業費の2/3以内で補助します。
3 活用できる方	台風第19号による倒伏や農道の崩壊等により稲の収穫が不能となった水田を有した農家3戸以上による組織
4 必要書類 手続き等	被災状況や作業状況が分かる写真と作業日報、資材購入や作業機のレンタルに係る見積書、請求書、領収書等の書類 ※ 詳細は下記までお問い合わせください。
5 提出先	本 庁 農業振興課 農産振興係 各 支 所 産業建設課 農政係
6 お問い合わせ	本 庁 農業振興課 農産振興係 (TEL 5 5 - 5 1 1 7) 安達支所 産業建設課 農政係 (TEL 2 3 - 9 0 4 2) 岩代支所 産業建設課 農政係 (TEL 6 5 - 2 8 2 1) 東和支所 産業建設課 農政係 (TEL 6 6 - 2 4 8 9)

NO.23 農地等小規模災害復旧事業補助金

1 支援の種類	補助金
2 支援の内容	市内の農地等（田、畑、耕作道、用排水路等）の復旧に要する経費が10万円以上となる場合に、経費の一部を補助します。 ※ 補助率 5/10 ※ 原型復旧する必要最小限の工法に限ります。
3 活用できる方	農地等の復旧を図りたい方 ※ 市税等完納等の条件があります。
4 必要書類 手続き等	交付申請書、位置図、業者見積書（依頼した場合）、被災状況のわかる写真等 ※ 詳細は下記までお問い合わせください。
5 提出先	本 庁 農業振興課 農地林業係 各 支 所 産業建設課 農政係
6 お問い合わせ	本 庁 農業振興課 農地林業係 (TEL 5 5 - 5 1 1 8) 安達支所 産業建設課 農政係 (TEL 2 3 - 9 0 4 2) 岩代支所 産業建設課 農政係 (TEL 6 5 - 2 8 2 1) 東和支所 産業建設課 農政係 (TEL 6 6 - 2 4 8 9)

NO.24 補修用資材の支給

1 支援の種類	現物支給
2 支援の内容	自力で災害復旧を行う際の資材（U字溝、砕石、ネット柵用木杭、土のう袋等）を予算の範囲内で支給します。
3 活用できる方	農地等小規模災害復旧事業補助金の対象とならない災害復旧を行う農業者等
4 お問合せ先	本 庁 農業振興課 農地林業係（TEL 5 5 - 5 1 1 8） 安達支所 産業建設課 農政係 （TEL 2 3 - 9 0 4 2） 岩代支所 産業建設課 農政係 （TEL 6 5 - 2 8 2 1） 東和支所 産業建設課 農政係 （TEL 6 6 - 2 4 8 9）

NO.25 農林業災害対策事業資金利子補給

1 支援の種類	利子補給
2 支援の内容	J Aふくしま未来（以下J A）の農林業災害対策事業資金の貸付残高に年3.0%以内の率を乗じて得た額を利子としてJ Aに補給し、J Aを通じて農家の皆さんを支援します。 ・ 貸付金額：200万円以内・農地、林地及び農業施設（農業用施設を除く。）の被害における貸付けは500万円以内 ・ 貸付期間・利率 5年以内・3%以内
3 活用できる方	被害率30%以上の農作物等の被害、農地等、農業用施設、農業用排水路、取水堰等及び耕作に使用する農道の流出、決壊または土砂流入等に遭った方で、J Aの農林業災害対策事業資金を活用する方
4 必要書類 手続き等	下記までお問い合わせください。
5 お問合せ	J Aふくしま未来 融資推進課（TEL 0 2 4 - 5 6 3 - 3 2 9 5）

※ その他、国、県の利子補給により無利子となる資金制度もありますので、J A及び各金融機関または市役所農業振興課農政係（TEL 5 5 - 5 1 1 6）までお問い合わせください。

NO. 26 中小企業災害復旧資金融資利子補給補助金

1 支援の種類	利子補給補助金						
2 支援の内容	<p>令和元年台風第19号の被害により、令和元年10月12日から令和4年10月11日までの間に金融機関から災害復旧資金の融資を受けた中小企業者（事業を営む個人を含む。）の方に対し、利子補給補助金を交付します。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象資金</td> <td> <p>災害復旧を目的とする運転資金と設備資金で、合わせて8,000万円を限度とする次の資金が対象です。</p> <p>(1) 福島県中小企業制度資金における緊急経済対策資金</p> <p>(2) 金融機関が取扱う災害復旧に係る資金</p> </td> </tr> <tr> <td>交付期間</td> <td>融資を受けた日から3年間</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td>年率3%以内の利子額（延滞利子を除く。）</td> </tr> </table>	対象資金	<p>災害復旧を目的とする運転資金と設備資金で、合わせて8,000万円を限度とする次の資金が対象です。</p> <p>(1) 福島県中小企業制度資金における緊急経済対策資金</p> <p>(2) 金融機関が取扱う災害復旧に係る資金</p>	交付期間	融資を受けた日から3年間	補助金額	年率3%以内の利子額（延滞利子を除く。）
対象資金	<p>災害復旧を目的とする運転資金と設備資金で、合わせて8,000万円を限度とする次の資金が対象です。</p> <p>(1) 福島県中小企業制度資金における緊急経済対策資金</p> <p>(2) 金融機関が取扱う災害復旧に係る資金</p>						
交付期間	融資を受けた日から3年間						
補助金額	年率3%以内の利子額（延滞利子を除く。）						
3 活用できる方	<p>台風の被害を受け、災害復旧資金の融資を受けた市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者（事業を営む個人を含む。）です。ただし、市税に滞納がある者を除きます。</p>						
4 必要書類 手続き等	<p>補助金の交付申請をするときは、次に掲げる書類を提出することになります。</p> <p>(1) 中小企業災害復旧資金融資利子補給補助金交付申請書</p> <p>(2) 災害復旧資金の融資に係る金融機関へ提出する借入申込書等の写し</p> <p>(3) 災害復旧資金の融資に係る償還予定表の写し</p> <p>(4) 納税証明書（課税がない者にあつては、課税証明書）</p>						
5 提出先	本庁 商工課 商工振興係						
6 お問い合わせ	本庁 商工課 商工振興係（TEL 55-5120）						

No. 27 浸水家屋等の消毒

1 支援の種類	浸水被害を受けた家屋等の消毒（消石灰提供、消毒機貸し出し）
2 支援の内容	<p>浸水被害を受けた家屋等を消毒する場合に、消石灰の提供とアルコール消毒機の貸し出しを行います。</p> <p>【消石灰の提供場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁管内 生活環境課環境衛生係、二本松住民センター、塩沢住民センター、岳下住民センター、杉田住民センター、石井住民センター、大平住民センター ・支所管内 各支所（安達、岩代、東和）の地域振興課市民福祉係

	<p>【アルコール消毒機の貸し出し受付場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境課 環境衛生係 ・岩代支所 地域振興課 市民福祉係
3 活用できる方	床上・床下浸水した家屋等の所有者又は使用者
4 お問合せ	<p>本 庁 生活環境課 環境衛生係 (Tel 5 5 - 5 1 0 3)</p> <p>安達支所 地域振興課 市民福祉係 (Tel 2 3 - 1 2 2 5)</p> <p>岩代支所 地域振興課 市民福祉係 (Tel 6 5 - 2 8 1 6)</p> <p>東和支所 地域振興課 市民福祉係 (Tel 6 6 - 2 5 2 6)</p>

No. 28 災害ごみの取り扱い

1 支援の種類	災害ごみ（浸水被害を受けた家財、畳等）の受け入れ、処分
2 支援の内容	<p>① もとみやクリーンセンターへの自己搬入を受け入れます。</p> <p>② 自己搬入できない場合は、各行政区で相談し災害ごみ集積所を区内に設置しまとめて置いてください。後日、もとみやクリーンセンターへの運搬は市が委託する業者が行います。</p>
3 活用できる方	床上・床下浸水した家屋等の所有者又は使用者
4 手続き	<p>① もとみやクリーンセンターへ自己搬入する場合は、分別して灯油等の燃料、リチウムイオン電池、危険物等を除いて搬入し、受付で災害ごみであることを伝え、係員の指示に従ってください。なお、り災証明書の提示は省略します。</p> <p>【災害ごみの搬入受付時間】</p> <p>平日：午前8時30分～午前11時 午後1時～午後4時</p> <p>土曜：午前8時30分～午前11時</p> <p>② 各行政区の災害ごみ集積所に出す場合は、分別して灯油等の燃料、リチウムイオン電池、危険物等を除いて出してください。</p> <p>また、災害ごみ以外は出さないようにしてください。特に、生ごみについては、必ず通常のごみステーションに出してください。</p>
5 お問合せ	<p>本庁 生活環境課 環境衛生係 (Tel 5 5 - 5 1 0 3)</p> <p>もとみやクリーンセンター (Tel 3 3 - 5 4 9 9)</p>

No. 29 便槽のし尿汲取り及び浄化槽清掃

1 支援の種類	浸水被害を受けた家屋等の便槽のし尿汲取り及び浄化槽の清掃
2 支援の内容	浸水被害を受けた家屋等の便槽のし尿汲取り及び浄化槽清掃にかかる費用を支援します。生活環境課環境衛生係にご相談ください。
3 活用できる方	床上・床下浸水した家屋等の所有者又は使用者及び浸水被害を受けた区域の家屋等で便槽のし尿汲取り及び浄化槽清掃が必要な方。
4 お問合せ	本庁 生活環境課 環境衛生係 (Tel 5 5 - 5 1 0 3)

No. 30 損壊家屋等の解体、撤去

1 支援の種類	損壊家屋等の解体、撤去
2 支援の内容・ 手続き	<p>【対象】</p> <p>(1) り災証明書の判定結果が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の判定を受けた個人所有の家屋、中小企業の所有建物、これらと一体となって解体、撤去する工作物</p> <p>(2) 既に自費で解体、撤去を行った家屋、事業所等で、市が必要と認めたものの費用補助（限度額あり）</p> <p>※ り災証明書の判定が「半壊」以上であっても、建物の一部解体、リフォームにより発生した廃棄物の撤去は対象となりません。</p> <p>【必要書類等】</p> <p>《解体、撤去を予定している方、既に実施した方、共通》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ り災証明書 ほか <p>《既に解体、撤去を実施した方》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場写真（解体前、解体中、解体後） ・ 解体工事の見積書、契約書、領収書、工事費用内訳書 ・ 建物に係る登記事項証明書等の書類 ほか <p>※ これらの必要となる書類のほか、それぞれ個別の事情に応じて追加する場合があります。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ り災証明書の判定結果が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の判定を受けた個人、中小企業の方には、後日、市から意向確認の連絡を取る予定です。
3 活用できる方	り災証明書の判定結果が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の家屋等の所有者
4 お問い合わせ	本庁 生活環境課 環境衛生係 (TEL 55-5103)